

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 6月 9日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2024年度阪神高速道路の交通技術に関する調査検討等業務
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	交通管制・交通安全に関する調査検討業務
業務期間(自)	令和 6年 7月 17日
業務期間(至)	令和 7年 6月 30日
契約金額	185,064,000 円
変更金額	53,779,000 円 増
変更後の契約金額	238,843,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

2024 年度阪神高速道路の交通技術に関する調査検討等業務 第 1 回変更

【追加】

6-1. 交通管制に関する検討

6-1-6. 次世代交通マネジメントに係る検討

(4) マネジメントサービスに係る詳細検討

次世代交通マネジメントとして、経路検索エンジンを活用したマネジメントサービスを検討し、平常期間における、その有用性等の確認を追加するもの。

【一部変更】

6-1. 交通管制に関する検討

6-1-6. 次世代交通マネジメントに係る検討

(1) 万博期間中の阪神圏の利用 OD の傾向推計

阪神圏の利用 OD の傾向については、万博前 12 か月程度における配分ゾーン別の発生量・集中量の車種別交通量の集計及び分析が対象となり、OD 傾向の推計については、内容見直しの上、別途業務で実施することになったため、本業務から削除するなど、全体として、一部内容を変更するもの。

6-2. 交通安全対策 基本計画の推進に係る検討

6-2-1. 「効果・実績のある施策の確実な推進」に係る検討

(1) 交通安全対策の実施計画及び交通安全統計の作成

管理本部大阪保全部保全部管理課及び管理本部神戸管理・保全部保全部管理課との調整の結果、7 月から翌年 6 月を対象として実施計画を運用することになったため、本業務期間中に実施するヒアリングの回数を変更するもの。

6-2-2. 「さらなる実効性向上や底上げに向けた取り組み」に係る検討

(1) 「詳細な分析等による個別対策の実効性向上」に係る検討

抽出した区間のうち 1 号環状線を含む 2 区間の事故発生要因の分析については、2024 年度に完了した大規模更新・修繕工事後 1 年間程度の交通状態を勘案した分析が必要なため、本業務では事故要因の分析方針の検討までとするなど、内容を一部変更するもの。

(2) 「汎用的な施策の展開による交通安全性等の底上げ」に係る検討

本項目は交通安全対策の対策指針を策定するものであり、2024 年 12 月まで大規模修繕・更新工事の影響や、2025 年度上半期は大阪・関西万博の開催に伴う時限的な交通量増など、特殊な交通状況が続くことから、対策指針の更新自体は次年度以降に実施することとし、本業務ではその更新の方針を検討することにするなど、内容を一部変更するもの。

6-2-3. お客さまとのコミュニケーションの充実に係る検討

(1) 「交通安全コンテンツの充実」に係る検討

近年の交通安全に係るソフト対策の重視傾向や車両の安全運転支援機能の進化も踏まえる必要があることから、本業務での「阪高あんぜんナビマガジン」の記事作成は取りやめ、上記の事例収集へ注力する内容に、内容を一部変更するもの。

【削除】

6-1. 交通管制に関する検討

6-1-6. 次世代交通マネジメントに係る検討

(2) 万博前後における渋滞ボトルネック等の評価

阪神高速のボトルネック及び舞洲出入口の利用状況については、内容見直しの上、別途業務で実施することになったため、本業務から削除するもの。

(3) 共同研究報告書作成支援

該当共同研究の報告書の作成支援については、共同研究相手との調整の結果、不要となったため、本業務から削除するもの。

6-2. 交通安全対策 基本計画の推進に係る検討

6-2-2. 「さらなる実効性向上や底上げに向けた取り組み」に係る検討

(3) 「状況に応じて柔軟に対応できる新技術の導入等による底上げ」に係る整理・取りまとめ

本業務内容については、2025 年度上期の大阪・関西万博期間中に別途実施される取り組みの結果等を踏まえる必要があることから、次年度以降に実施することとするなど、本業務から削除するもの。

以 上